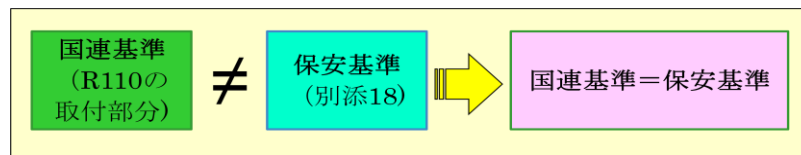


「6-1. 圧縮天然ガス（CNG）を燃料とする自動車（UN-R110 関係）」

● 背景

自動車の安全性の向上や国際流通の円滑化を図るため、圧縮天然ガス自動車のガス容器取り付けに関する試験方法等について、「圧縮天然ガス（CNG）を燃料とする自動車に係る協定規則（第 110 号）」のガス容器取付の安全性の確認方法と同一のものにする。

なお、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針（平成24年 4 月 3 日閣議決定）」において、「天然ガス自動車等のガス容器取付に関する試験方法について、国際基準調和を図るため、国連自動車基準調和世界フォーラム等における検討を踏まえ、車両等の型式認定相互承認協定（略称）に基づく認定規則の妥当性を検証した上で、国内基準として導入する。」とされているところ。



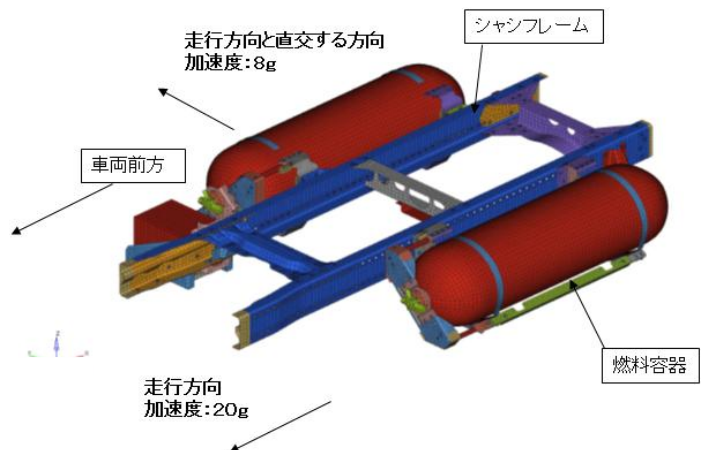
（適用範囲）

二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く自動車

● 改正概要

天然ガス容器は、燃料満タン時に以下の加速度に耐えるよう、取り付けるものとする。

- (a) 走行方向に20g
- (b) 走行方向と直交する水平方向に8g



● 制定・改正時期

平成 26 年 2 月（予定）

〈参考：高圧ガス容器の基準について〉

高圧ガス容器の基準については、容器の基準を所管する経産省とも連携し、容器取付に関する規定のみならず、高圧ガス容器も含めた国連基準との調和を目指して、引き続き検討を行う。